

生徒心得

われらは品位ある人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、文化への思慕に燃えて、心身ともに健康な、知性高い、住高生の榮譽と伝統を培わねばならない。

学 習

1. 学習は、生活の糧です。真理を求めて止まない自発的学習が大切です。
2. 考査は学習の効果を反省検討し、同時に実力を発揮する機会です。考査にあたっては、常に最善をつくし、公正な態度でのぞんで下さい。

礼 儀

3. 礼儀は、自己の教養・人格のあらわれです。来賓や長上に対しては、敬意をもって迎えましょう。
4. 敬愛の精神は、教育の基調です。先生に対しては、敬慕の念をもって接し、先生と出会ったときは、親しくあいさつをしましょう。
5. 生徒相互の間においては、親睦友愛の情をもって交わり、上級生や下級生に対しても、相応の礼に心がけましょう。
6. 各種集会においては、その趣意のあるところを考え、秩序ある行動をとって、言動に注意しましょう。

服装・頭髮

7. 本校には標準服があります。入学式、卒業式をはじめ、式典・全校集会・各種講演会・国際文化交流等で着用しています。日頃より着用しましょう。普段は「華美にならない」私服が認められています。頭髮は染色・脱色等を制限しています。

登校・下校・遅刻

8. 本校の始業時刻は、原則、午前8時35分です。始業時刻に遅れないように登校しましょう。

遅刻した生徒は、生活指導室に「入室許可書」を取りに来て下さい。

9. 年間を通じ月曜日から金曜日までの毎日、午後 5 時以後は、学校に居残らぬようにしましょう。

掲示・集会・刊行物

10. 掲示物には掲示責任者の学年・組・氏名・掲示期間を記入し、執行部に届け、各掲示場所に掲示しましょう。
11. 自治会規約で認められた集会以外の集会・催物を行うときは、場所・日時を執行部に届けましょう。
12. 印刷物の配布については、印刷物に発行責任者の学年・組・氏名を明記し、執行部・関係の先生に届けましょう。

所持品

13. 生徒手帳は、常にこれを携行する。
14. 貴重品は、自己管理すること。教室や更衣室等に置き去りにせず、身につける、または個人ロッカーに丈夫な鍵をかけて管理すること。なお、学校に関係のない貴重品を学校に持参しないこと。
15. 紛失物、拾得物に関しては、直ちに係の先生に連絡すること。
16. スマートフォン等の携帯端末は校内での使用を制限しています。

諸 届

17. 次の事項に該当する場合は、所定の文書によって、それぞれ関係の先生に届け出ること。
- a. あらかじめわかっている欠席、遅刻、早退など（手帳の諸届欄）
 - b. 休学、留学（留学制度による）、転校、退学の場合（組担任の指示をうけること）
 - c. 本人、保護者または保証人の住所その他身上に異動を生じた場合（担任の指示をうけること）
 - d. 自転車通学する場合（担任の指示をうけること）
 - e. 所定の下校時刻を過ぎて、校内で居残活動が必要とする場合（顧問・組担任の指示をうけること）
 - f. 午前 8 時以前に登校して、活動を行う場合（顧問・組担任の指示をうけること）

- g. 休日・祝日・休暇中に活動を行う場合（顧問・組担任の指示をうけること）
 - h. 校内大会など催物を行う場合（クラブ顧問の指示をうけること）
 - i. 合宿練習を行う場合（関係規定参照）
 - j. 対外行事を行いまたはそれに参加する場合（関係顧問の指示をうけること）
 - k. 公共物を破損した場合（組担任の指示をうけること）
18. 次の事項に該当する場合の届出は、生徒手帳を利用することができる。

授業または学校行事を見学する場合（保護者または組担任の認印を必要とする。但し、1週間以上にわたる時は、医師の診断書を組担任に提出すること。生徒手帳 P. 38, 39 の受診報告書を利用し、それに代えることができる）

自治会活動

19. 自治会活動は、自治会会員の、個性を生かし、人格を尊重し、連帯意識を高めて、生徒としての社会生活を円滑に、規律正しく、運営することを学ぶ教科以外の教育活動である。この趣旨をよく理解しよう。
20. 自治会は、主として、学校における生徒の集団生活の改善や福祉を目ざす活動、および、クラブ活動・ホームルーム活動などの連絡調整に関する活動を行って、生徒としての立場から、学校生活の運営に参加・協力することになっている。活動の内容についてよく考えよう。
21. 教科以外の教育活動でいう自治は、一般に社会的政治的な意味においていう自治でなく、学校の指導のもとにおける学習の経験としての自治である。この点に留意しよう。